

生ごみリサイクル

の

活動を応援します



横浜市資源循環局
マスコット イーオ



横浜市資源循環局
マスコット ミーオ

家庭から排出される生ごみを堆肥化し、有効に活用する活動を実施する団体に対して、物品を支給いたします。



基本的な土壌混合法



① 小さくカットした生ごみを
土と混ぜる



② 土団子ができるくらいの
水分量に調整する



③ 生ごみをまぜた土の上に
乾いた土を被せる

④ 土中の微生物の力で生ごみの分解がすすみます（時々かき混ぜて酸素を供給してください）

お申込み先（各区資源循環局事務所）

区	電話	FAX	メールアドレス
鶴見	502-5383	502-5482	sj-tsurumij@city.yokohama.jp
神奈川	441-0871	441-5938	sj-kanagawaj@city.yokohama.jp
西	241-9773	251-1791	sj-nishij@city.yokohama.jp
中	621-6952	625-2932	sj-nakaj@city.yokohama.jp
南	741-3077	741-6492	sj-minamij@city.yokohama.jp
港南	832-0135	832-5204	sj-konanj@city.yokohama.jp
保土ヶ谷	742-3715	742-4931	sj-hodogayaj@city.yokohama.jp
旭	953-4811	953-6669	sj-asahij@city.yokohama.jp
磯子	761-5331	754-6109	sj-isogoj@city.yokohama.jp
金沢	781-3375	788-0269	sj-kanazawaj@city.yokohama.jp
港北	541-1220	541-1224	sj-kohokuj@city.yokohama.jp
緑	983-7611	982-7973	sj-midorij@city.yokohama.jp
青葉	975-0025	975-0028	sj-aobaj@city.yokohama.jp
都筑	941-7914	941-8409	sj-tsuzukij@city.yokohama.jp
戸塚	824-2580	824-2820	sj-totsukaj@city.yokohama.jp
栄	891-9200	893-7641	sj-sakaej@city.yokohama.jp
泉	803-5191	803-7951	sj-izumij@city.yokohama.jp
瀬谷	364-0561	391-4784	sj-seyaj@city.yokohama.jp



活動に必要な
物品を支給
いたします！

「生ごみ」から作った 「豊かな土」を活用して、 街をきれいに 彩りましょう！

★申請期間

令和7年5月1日から

令和7年12月26日まで

（申請期間内でも予算の上限に達した場合は
申請受付を締め切らせていただきます）

★受付件数

受付予定件数 約30件（先着順）

（予算の上限に達した場合は件数に関わらず
申請受付を締め切らせていただきます）

★申請方法

申請書を「土壌混合法によって生じた堆肥を有効活用する取組」を行う区の資源循環局
事務所へご提出（郵送・FAX・Eメール等）ください。

★対象となる団体（主な要件）

- ・横浜市内に住所を有し、かつ居住している5世帯以上で構成している団体であること。
- ・土壌混合法を実施し、これにより生じた堆肥の有効活用に関する取組を6か月以上継続して行う見込みであること。

★遵守事項（次の事項を遵守してください）

- ・支給物品を適切に管理又は使用すること。
- ・支給物品を申請した取組（土壌混合法を実施し、これにより生じた堆肥の有効活用に関する取組）以外の用途に使用しないこと。
- ・支給物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ・グループや団体で協力し、家庭等から排出される生ごみの減量、資源化及び堆肥化に努めること。
- ・対象活動の実施場所において、土壌混合法により生じた堆肥を活用した活動であることを明示すること。

★物品のお渡し時期

申請後2か月程度。ただし、季節の花苗、野菜苗及びチューリップの球根については、お渡し時期が異なる場合があります。

★物品リスト

1 団体あたり合計 10,000 ポイントまで選べます



No.	品名・単位	必要ポイント	備考
1	季節の花苗（200 円相当） / 1 ポット	200	
2	季節の花苗（500 円相当） / 1 ポット	500	
3	季節の野菜苗（300 円相当） / 1 ポット	300	
4	季節の野菜苗（500 円相当） / 1 ポット	500	
5	野菜の種（種類おまかせ）（5ml） / 1 袋	300	
6	チューリップ球根（色おまかせ） / 10 球	1,000	
7	ショベル（角型） / 1 本	4,000	全長 80cm 程度
8	ショベル（丸型） / 1 本	4,000	全長 80cm 程度
9	移植ごて / 1 本	500	
10	ジョーロ（6ℓ） / 1 個	1,000	
11	ホースリール（20m） / 1 台	5,000	
12	長型プランター（65 型） / 1 個	500	幅約 65cm 高さ約 18cm
13	深型プランター（菜園用） / 1 個	1,500	幅約 70cm 高さ約 25cm
14	苦土石灰 / 5kg	1,000	
15	園芸用支柱（1.8m×16mm） / 5 本	1,000	
16	トンネル支柱（2.1m×5.5mm） / 5 本	1,000	グラスファイバー製
17	寒冷紗（1.8m×10m） / 1 枚	3,000	白色
18	ゴーヤネット（1.8m×2.7m） / 1 枚	1,000	10cm 網目
19	黒土（14ℓ） / 1 袋	500	
20	鉢底石（10ℓ） / 1 袋	1,000	
21	殺虫剤 / 1 本	1,000	野菜・果樹用

- ・物品のメーカーや仕様の指定はできません。また、物品の返品もお受けできません。ご了承ください
- ・季節や生産状況等の理由で、ご希望の物品を支給できない場合があります。
- ・花苗や野菜苗のお渡し時期のご希望は、支給申請書にご記入ください（ご希望のお渡し時期のご指定がない場合は、申請後直近のお渡しとなります）。また、苗の品種はお渡し時期に合わせたおまかせとなります。

季節の苗（例）

品名	6～7 月頃お渡し	8～9 月頃お渡し	10 月～11 月頃お渡し
季節の花苗（200 円相当）	マリーゴールド ジニア	ペチュニア	ピオラ パンジー
季節の花苗（500 円相当）	ニチニチソウ サルビア		ガーデンシクラメン
季節の野菜苗（300 円相当）	ゴーヤー	レタス	パセリ
季節の野菜苗（500 円相当）	ナス	ブロッコリー	イチゴ

横浜市生ごみ減量化推進事業（土壌混合法）支援物品支給要綱

制 定 令和3年6月1日

最近改正 令和6年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号）第9条の規定に基づき、土と生ごみを混ぜ微生物の働きを活用して分解することにより、生ごみの減量化を図る取組（以下「土壌混合法」という。）を行う団体等の活動を支援するための物品（以下「物品」という。）の支給（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本事業は、市内から排出される生ごみの減量化のため、土壌混合法を普及・推進し、市民の3R行動の活性化を図るとともに、地域の美化や、地域コミュニティの醸成等を図ることを目的とする。

（支給対象とする活動）

第3条 支給の対象とする活動は、土壌混合法を実施し、これにより生じた堆肥を有効に活用する活動（以下「対象活動」という。）とする。

（支給対象者）

第4条 支給の対象とする者（以下「対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している5世帯以上で構成しているグループや団体（自治会町内会・PTA・集合住宅の管理組合等）であること
- (2) 対象活動を6か月以上行う見込みがあること
- (3) 営利を目的としないグループや団体であること

（支援物品）

第5条 対象者に支給する物品及び支給上限は別表1のとおりとする。

（支給の申請）

第6条 物品の支給を受けようとする者は、横浜市生ごみ減量化推進事業（土壌混合法）支援物品支給申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、申請は1年度につき2回までとする。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合はその内容を審査し、支給の可否を横浜市生ごみ減量化推進事業（土壌混合法）支援物品支給可否決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により支給することとしたときは、申請者に対し物品を送付するものとする。

(物品の受領)

第8条 申請者は物品を受領したときは、横浜市生ごみ減量化推進事業（土壌混合法）支援物品受領書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(物品の返還)

第9条 市長は対象者が次の各号に該当すると認めたときは、既に支給した物品の返還を求めることができる。この場合において、物品による返還が困難なときは、当該物品の価値相当の金員により返還することができるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反して物品の支給を受けたとき
- (2) 対象者が物品を対象活動以外の用途に使用したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が物品の支給を適切でないと認めたとき

(遵守事項)

第10条 対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品を適切に管理又は使用すること
- (2) 物品を対象活動以外の用途に使用しないこと
- (3) 物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (4) グループや団体で協力し、家庭等から排出される生ごみの減量、資源化及び堆肥化に努めること
- (5) 対象活動の実施場所において、土壌混合法により生じた堆肥を活用した活動であることを明示すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、物品の支給に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表 1

生ごみ減量化推進事業（土壌混合法）支援物品一覧

物品番号	品名・単位	必要ポイント	備考
1	季節の花苗（200 円相当）／ 1 ポット	200	
2	季節の花苗（500 円相当）／ 1 ポット	500	
3	季節の野菜苗（300 円相当）／ 1 ポット	300	
4	季節の野菜苗（500 円相当）／ 1 ポット	500	
5	野菜の種（5ml）／ 1 袋	300	
6	チューリップ球根（色おまかせ）／ 10 球	1,000	
7	ショベル（角型）／ 1 本	4,000	全長 80 c m 程度
8	ショベル（丸型）／ 1 本	4,000	全長 80 c m 程度
9	移植ごて／ 1 本	500	
10	ジョーロ（6ℓ）／ 1 個	1,000	
11	ホースリール（20m）／ 1 台	5,000	
12	長型プランター（65 型）／ 1 個	500	幅約 65 c m 高さ約 18 c m
13	深型プランター（菜園用）／ 1 個	1,500	幅約 70 c m 高さ約 25 c m
14	苦土石灰／ 5 kg	1,000	
15	園芸用支柱（1.8m×16mm）／ 5 本	1,000	
16	トンネル支柱（2.1m×5.5mm）／ 5 本	1,000	グラスファイバー製
17	寒冷紗（1.8m×10m）／ 1 枚	3,000	白色
18	ゴーヤネット（1.8m×2.7m）／ 1 枚	1,000	10 c m 網目
19	黒土（14ℓ）／ 1 袋	500	
20	鉢底石（10ℓ）／ 1 袋	1,000	
21	殺虫剤／ 1 本	1,000	野菜・果樹用
（支給上限） 1 団体につき、合計 10,000 ポイントまでの支給を申請できるものとする。			

年 月 日

横浜市生ごみ減量化推進事業（土壌混合法）支援物品支給申請書

横浜市長

土壌混合法を実施し、これによって生じた堆肥を有効に活用する活動に必要な物品の支給について、横浜市生ごみ減量化推進事業（土壌混合法）支援物品支給要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。なお、支給された物品は適切に管理するとともに、申請した取組以外の用途に使用しません。

申請者情報	団体名		
	団体構成 世帯数	世帯 （ 年 月 現在）	
	担当者 氏名		
	担当者 住所	横浜市 区	
	担当者 連絡先	電話	
		FAX	
		Email	
提案内容等	提案内容	例）団体メンバーが各自の家庭から出た生ごみを町内会館に持ち込み、生ごみ処理器を使って堆肥化します。 できた堆肥を使ってプランターで花を植え、町内会館を彩ります。	
	実施時期	令和 年 月 ～ 令和 年 月	
	土壌混合法の 実施場所	具体的な住所、または〇〇町内会館などの名称をご記入ください。	
	堆肥の有効活用 の実施場所	具体的な住所、または〇〇町内会館などの名称をご記入ください。	

物 品 支 給 申 請	支給を希望する 物品	物品番号	必要ポイント (単価)	申請数量	小計	
			ポ イ ント	点	ポ イ ント	
			ポ イ ント	点	ポ イ ント	
			ポ イ ント	点	ポ イ ント	
			ポ イ ント	点	ポ イ ント	
			ポ イ ント	点	ポ イ ント	
			ポ イ ント	点	ポ イ ント	
			ポ イ ント	点	ポ イ ント	
			ポ イ ント	点	ポ イ ント	
			ポ イ ント	点	ポ イ ント	
			ポ イ ント	点	ポ イ ント	
		合計		点	ポ イ ント	
	(花・野菜苗の支給を希望する場合)	花・野菜苗の希望		花・野菜苗のお渡しご希望時期 (複数選択不可)		
		花苗 (200 円相当)	☐ 6 ～ 7 月	☐ 8 ～ 9 月	☐ 10 月 ～ 11 月	
		花苗 (500 円相当)	☐ 6 ～ 7 月	☐ 8 ～ 9 月	☐ 10 月 ～ 11 月	
野菜苗 (300 円相当)		☐ 6 ～ 7 月	☐ 8 ～ 9 月	☐ 10 月 ～ 11 月		
野菜苗 (500 円相当)		☐ 6 ～ 7 月	☐ 8 ～ 9 月	☐ 10 月 ～ 11 月		
物品のお届け先	☐ 申請者住所と同じ					
	☐ その他の 場所	横浜市 区				
その他						
遵 守 事 項	以下の事項を遵守してください。 (1) 物品を適切に管理又は使用すること (2) 物品を申請した取組 (土壌混合法を実施し、これにより生じた堆肥の有効活用に関する取組) 以外の用途に使用しないこと。 (3) 物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと (4) グループや団体で協力し、家庭等から排出される生ごみの減量、資源化及び堆肥化に努めること (5) 対象活動の実施場所において土壌混合法により生じた堆肥を活用した活動であることを明示すること。					